



今後の基本指針見直しスケジュールについて

厚生労働省 健康・生活衛生局

がん・疾病対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）

気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、花粉症、アレルギー性結膜炎、食物アレルギー

＜主な基本的施策＞

1) 重症化の予防及び症状の軽減

- ・ 知識の普及等
- ・ 生活環境の改善

2) 医療の均てん化の促進等

- ・ 専門的な知識及び技能を有する医師
その他の医療従事者の育成
- ・ 医療機関の整備等

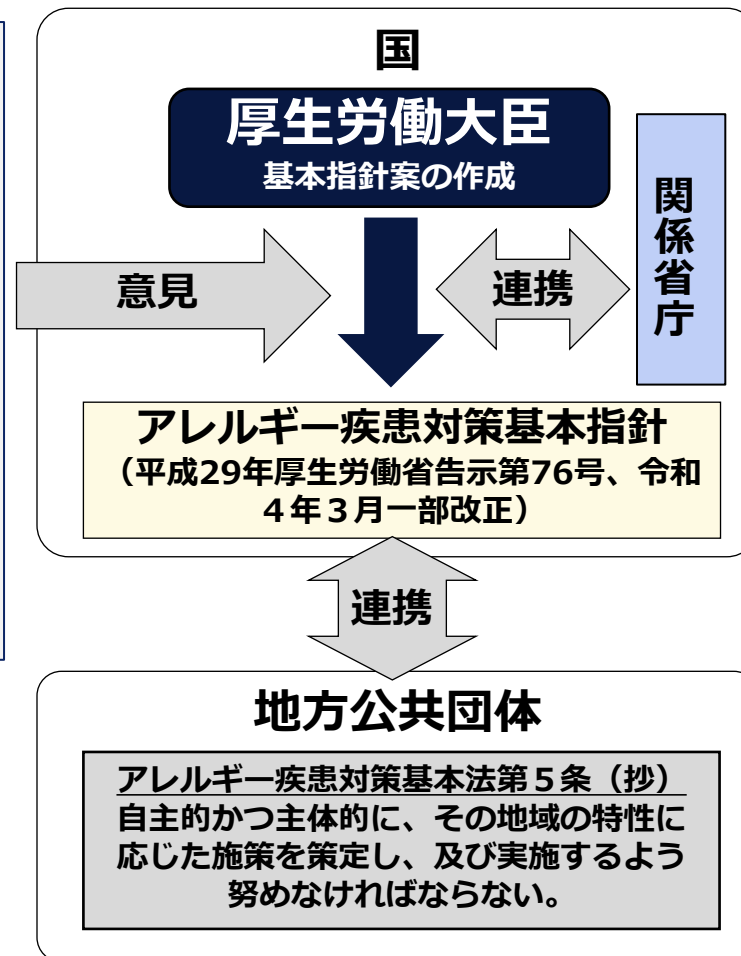
3) 生活の質の維持向上

- ・ その他アレルギー疾患医療に係る
職種の育成
- ・ 関係機関の連携協力体制の整備
- ・ 国民全体への情報提供体制の整備

4) 研究の推進等

- ・ アレルギー疾患の本態解明
- ・ 疫学研究、基礎研究、臨床研究の
促進と、その成果の活用

アレルギー疾患対策推進協議会



アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針

(平成29年厚生労働省告示第76号 令和4年3月一部改正)

アレルギー疾患対策基本指針とは、アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号、平成27年12月施行）第11条に則り、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、厚生労働大臣が策定するもの。

一. アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項

- ・ 国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師その他医療関係者、学校等の設置者又は管理者が、各々の責務に基づき、アレルギー疾患の発症及び重症化の予防と症状の軽減、医療の均てん化の促進、生活の質の維持向上、研究の推進等のアレルギー疾患対策を総合的に推進する。

二. 啓発及び知識の普及とアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項

- ・ 科学的根拠に基づいたアレルギー疾患医療に関する正しい知識の周知
- ・ アレルギー疾患の発症及び重症化の予防と症状の軽減に資する生活環境改善のための取組

三. 医療を提供する体制の確保に関する事項

- ・ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士その他の医療従事者全体の知識の普及及び技能の向上
- ・ 居住地域や年代に関わらず適切なアレルギー疾患医療や相談支援を受けられるよう、アレルギー疾患医療提供体制を整備
- ・ 中心拠点病院等の全国的な拠点となる医療機関及び都道府県アレルギー疾患医療拠点病院等の地域の拠点となる医療機関の役割や機能、かかりつけ医との連携協力体制を整備

四. 調査及び研究に関する事項

- ・ 「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」に基づいた疫学研究、基礎研究、治療開発及び臨床研究の推進

五. その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

- ・ アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上のための施策
- ・ 地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進のため、地方公共団体が行う基本的施策
- ・ 災害時の対応
- ・ 必要な財政措置の実施と予算の効率化及び重点化
(例：関係省庁連絡会議等において、関係府省庁間の連携の強化及び施策の重点化を図る。)
- ・ 本基本指針の見直し及び定期報告

アレルギー疾患対策基本法における基本指針の策定・改正に関する位置づけ

アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）（抄）

第十一条 厚生労働大臣は、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（以下「アレルギー疾患対策基本指針」という。）を策定しなければならない。

2 （略）

3 厚生労働大臣は、アレルギー疾患対策基本指針を策定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、アレルギー疾患対策推進協議会の意見を聴くものとする。

4・5 （略）

6 厚生労働大臣は、アレルギー疾患医療に関する状況、アレルギー疾患を有する者を取り巻く生活環境その他のアレルギー疾患に関する状況の変化を勘案し、及び前項の評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、アレルギー疾患対策基本指針に検討を加え、必要があると認める時には、これを改正しなければならない。

7 第三項及び第四項の規定は、アレルギー疾患対策基本指針の変更について準用する。



前回、令和3年度に検討を行い、同年度末に改正したため、今般、令和8年度に検討を行う。

検討にあたっては、本協議会の意見を聴く。

令和3年度 アレルギー疾患対策基本指針改正箇所の概要

事項	項目	改正の概要（案）
第1	アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項	○アレルギー疾患のコントロールのために、アレルゲン回避だけでなく、免疫寛容の誘導も考慮に入れた環境の改善を図る。
第2	アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項	○アレルギー疾患に関する情報について出生前から保護者等への普及啓発活動に取り組む。 ○外食・中食における食物アレルギー表示については、消費者の需要や誤食事故等の実態等に基づき、適切な情報提供に関する取組等を積極的に推進する。
第3	アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項	○専門的な取組をより推進するため、医療従事者として、「歯科医師」「管理栄養士」を明記する。 ○「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」の検討結果に基づく医療提供体制を整備する。 ○都道府県拠点病院等は適切な情報の提供、アレルギー疾患医療に関する専門的な知識と技術を有する医療従事者の育成等の推進に協力する。
第4	アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項	○免疫アレルギー疾患の特性に注目した研究等を盛り込んだ「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」に基づくアレルギー疾患研究を推進する。 ○長期的な疾患管理を十分に行う等の観点から、患者の視点に立った研究を推進する。
第5	その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項	○国は、アレルギー疾患を有する者が適切なアレルギー疾患医療を受けながら、本人又はその家族が就労を維持できるよう環境の整備等に関する施策について各事業者団体に対し、周知を図る。 ○地方公共団体は、都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等を通して地域の実情を把握し、都道府県拠点病院等を中心とした診療連携体制や情報提供等、アレルギー疾患対策の施策を策定及び実施するよう努める。

都道府県におけるアレルギー疾患対策の位置づけについて

- 都道府県は、アレルギー疾患対策の推進に関する計画を策定できるとされており、また、アレルギー疾患対策を考慮して医療計画を作成して良いこととされている。
- これらを踏まえて、現状、37道府県が自治体のアレルギー疾患対策を医療計画に記載している。
なお、8都県は個別にアレルギー疾患対策推進計画を作成している。

アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）（抄）

第十三条 都道府県は、アレルギー疾患対策基本指針に即するとともに、当該都道府県におけるアレルギー疾患を有する者に対するアレルギー疾患医療の提供の状況、生活の質の維持向上のための支援の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるアレルギー疾患対策の推進に関する計画を策定することができる。

医療計画について（令和5年3月31日付け医政発0331第16号厚生労働省医政局長通知（令和5年6月15日最終改正））（抜粋）

（別紙）医療計画作成指針

第2 医療計画作成に当たっての一般的留意事項

3 他計画等との関係

医療計画作成に当たっては、他の法律の規定による計画であって医療の確保に関する事項を定めるものとの調和が保たれるようにするとともに、公衆衛生、薬事、社会福祉その他医療と密接に関連を有する施策との連携を図るよう努めなければならない。

なお、医療の確保に関する内容を含む計画及び医療と密接に関連を有する施策としては、例えば次のようなものが考えられる。

（4）基本方針第十一に掲げる方針等

⑨ アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）に定める基本指針

第3 医療計画の内容

11 その他医療を提供する体制の確保に関し必要な事項

5 疾病・6 事業及び在宅医療以外の疾病等について、その患者動向や医療資源等について現状を把握した上で、都道府県における疾病等の状況に照らして特に必要と認める医療等については、次の事項を考慮して、記載すること。

（5）アレルギー疾患対策

① 都道府県の取組

② 相談等の連絡先

基本指針の今後の検討スケジュール案

対応（案）

基本指針の検討について、今後のスケジュールとして、次回の基本指針改正の検討については、前回改正（令和3年度）から5年後となる令和8年度を予定しているが、次々回の検討については、医療計画作成との整合性をとるため、5年経過を待たずに令和10年度に実施し、以降は3年ごとに検討を実施することとしてはどうか。

